

遺言書作成が自分に必要か調べてみましょう

① 遺産を残したい人がいる

↓ ↓no
↓yes ③へ

② その人は法定相続人である

↓ ↓no
↓yes 遺言書を作成したほうが良いでしょう（解説1へ）

③ 法定相続人が複数人いる

↓ ↓no
↓yes ⑥へ

④ 法定相続人間で遺産分割協議をするのに何の支障もない

（相続人同士が疎遠・不仲、相続人が未成年・高齢・判断能力が不十分・行方不明など、遺産分割協議を行うことについての障害となる事由がない）

↓ ↓no
↓yes 遺言書を作成したほうが良いでしょう（解説2へ）

⑤ 誰がどの遺産を取得するかは法定相続人だけで決めればよい

（自宅を配偶者に残したい、事業用の資産を後継者である子に残したい等の希望がない）

↓ ↓no
↓yes 遺言書を作成したほうが良いでしょう（解説3へ）

⑥ 相続に関する手続を法定相続人がきちんと行うことができる

↓ ↓no
↓yes 遺言書を作成したほうが良いでしょう（解説4へ）

↓

今のところは遺言書を作成しなくても問題ないように思います。



解説 1

遺言書がない場合、法定相続人以外の人には、原則として、遺産を取得することはできません。遺言書を通じて、法定相続人以外の人にも財産を遺贈することが可能です。法定相続人が誰なのか分からない場合もご相談下さい。

解説 2

遺言書がなく、法定相続人が複数人いる場合、相続が発生した後、相続人全員でどの財産を相続人のうちの誰が相続するのかを決めることとなります。これを遺産分割協議と言います。遺産分割協議は相続人全員の合意が必要であるため、遺産分割協議を行うことが困難な事由があると、相続手続が円滑に進まないおそれがあります。遺言書がある場合、遺産分割協議を行う必要はありませんし、基本的には遺言書に記載したとおりに相続させることができます。

解説 3

遺言書がない場合、遺産をどう分配するかは、遺産分割協議により決まります。そのため、亡くなった方の理想どおりに財産の分配がされるとは限りませんし、争いになるおそれもあります。遺言書を作成することで、亡くなった後の財産の分配方法を自分の意思で決めることができます。ただし、配偶者、子、直系尊属には遺留分（法律で定められた最低限の遺産取得分のこと）がありますので注意が必要です。遺留分を侵害していて、侵害された側から請求があれば、侵害している額の金銭の支払いが必要となる場合があります。

解説 4

遺言書があると、相続手続に必要な書類が少なく済む場合があります。また、遺言執行者を指定することで、相続手続を一任でき、相続人の負担を軽減することができます。

作成者 / 行政書士なかむらしんご事務所